

入 札 公 告（建築一式工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。
令和5年6月7日

分任契約担当官
陸上自衛隊富山駐屯地
第336会計隊富山派遣隊長 福島 壮礎

1 工事概要

- (1) 工事名 **富山（5）WAC 隊舎シャワー室改修**
- (2) 工事場所 富山県砺波市鷹栖出935陸上自衛隊富山駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
富山駐屯地内隊舎にユニットシャワーの設置を実施
- (4) 工期 **令和5年12月29日まで**
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省におけ**令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格**（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**建築一式工事**」、「**電気工事**」、「**管工事**」いずれかで**級別の格付**を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) **防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「電気工事」、「管工事」のいずれかに係る等級がC等級以上であること。**
- (5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**建築一式工事**」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を

当該工事に専任で配置できること。

ア 仕様書に記載されている内容を実行できる者である。

イ 平成18年度以降入札公告日までに、(4)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。

28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 近畿中部防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、平成18年度以降令和3年までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらが同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

- (12) 近畿中部防衛局管内（大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県）に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請あり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

- (1) 担当部局

〒939-1339 富山県砺波市鷹栖出935

陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊

担当 福島

TEL 0763-33-2392（内線345）

FAX 0763-33-2392

- (2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年6月7日から令和5年6月21日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）。

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

- (3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和5年6月21日午後5時00分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

- (4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和5年7月18日午後5時00分

イ (1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月19日午前13時30分

イ 場所 陸上自衛隊富山駐屯地教場

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（2年間）を付した者に限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札

※押印を省略する場合は押印に代えて、責任者及び担当者氏名及び連絡先を記入

(5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否
要。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

(14) 本公告は、陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊のほか、陸上自衛隊鯖江駐屯地第336会計隊鯖江派遣隊、陸上自衛隊金沢駐屯地第336会計隊及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページに掲示

仕 様 書

調達要求番号	37CL1A10008	作成部隊	富山駐屯地 第382施設中隊
件 名	富山(5)WAC隊舎シャワー室改修	作成年月日	令和5年5月25日

- 作業場所 富山県砺波市鷹栖出935 陸上自衛隊富山駐屯地内
- 作業期間 契約日～令和5年12月29日(金)
- 作業概要 富山駐屯地内隊舎にユニットシャワーの設置を実施するものである。
- 適用範囲 本仕様書は、陸上自衛隊富山駐屯地において実施する「富山(5)WAC隊舎シャワー室改修」について適用する。

5 新設機器

名 称	型 番	メーカー	数 量	備考
シャワーユニット	JSV0808ULW3BK	TOTO	1基	
以下仕様				
壁 柄	EVAQ5			
収 納	ESE71			
鏡	KURS1			
水栓金具	SSGFS			
シャワー	SRW01			
ド ア	HDR21			
照 明	KSWE1			
換気扇 (パイプファンタイプ)	IKK85			
スライドバー	SBA31			
タオル掛け	基本仕様			

型番及びメーカーについては、基準を定めるものであり、同等品以上の使用を可とする。

6 作業内容

作業内容については以下によるものとする。

作業項目	作業内容	備 考
仮 設	墨だし	

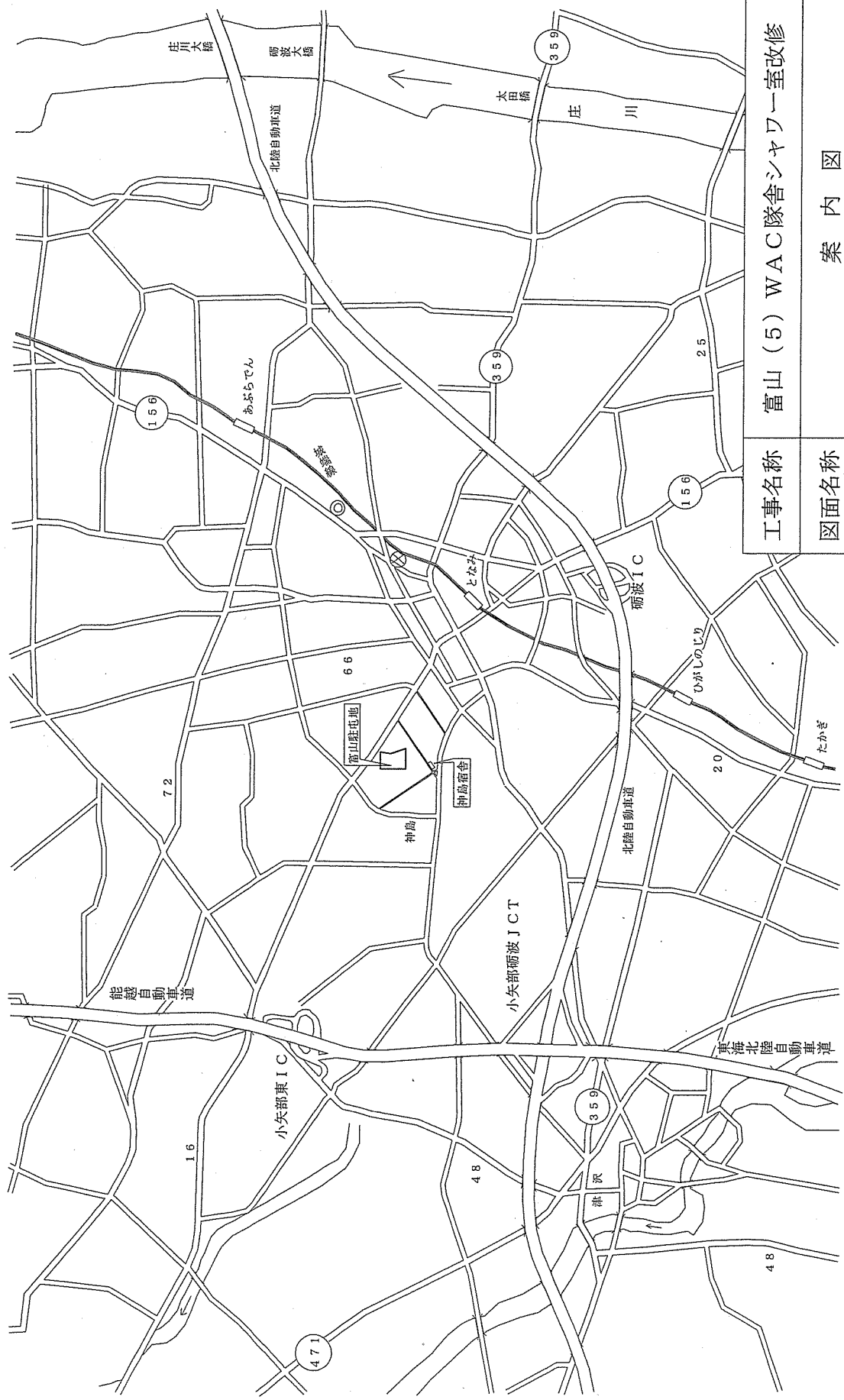
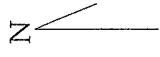
仮 設	養生・清掃後後片付け	
仮 設	内部仕上げ足場	
撤 去	既存壁合板・ボード撤去	排水用 再使用しない
撤 去	既存壁下地撤去	排水用 再使用しない
撤 去	既存天井合板・ボード撤去	換気用 再使用しない
撤 去	既存配管類 給水管	再使用しない
撤 去	既存配管類 給湯管	再使用しない
撤 去	既存配管類 排水管	再利用しない
撤 去	既存衛生器具 洗面台	再使用する
撤 去	既存衛生器具 鏡	再使用する
建築工事	軽量鉄骨壁下地	スタッド65型 ボード張り t=12.5 不燃 塩ビ見切り コーキング
建築工事	開口部補強	額縁 SUS 4方枠
建築工事	壁塗装	防水 色については現場合わせとする
建築工事	ソフト巾木	色については現場合わせとする
電気設備工事	配線工事	シャワーユニット電灯換気扇用
電気設備工事	タンブラスイッチ	シャワーユニット電灯換気扇用 換気扇については ON 表示
機械設備工事	配管工事	給水管 給湯管 排水管
機械設備工事	スパイラルダクト	φ100
機械設備工事	衛生器具 洗面台	既存洗面台再使用
機械設備工事	衛生器具 鏡	既存鏡再使用
機械設備	ユニットシャワー	仕様については「5 新設機器」 参照

7 一般事項

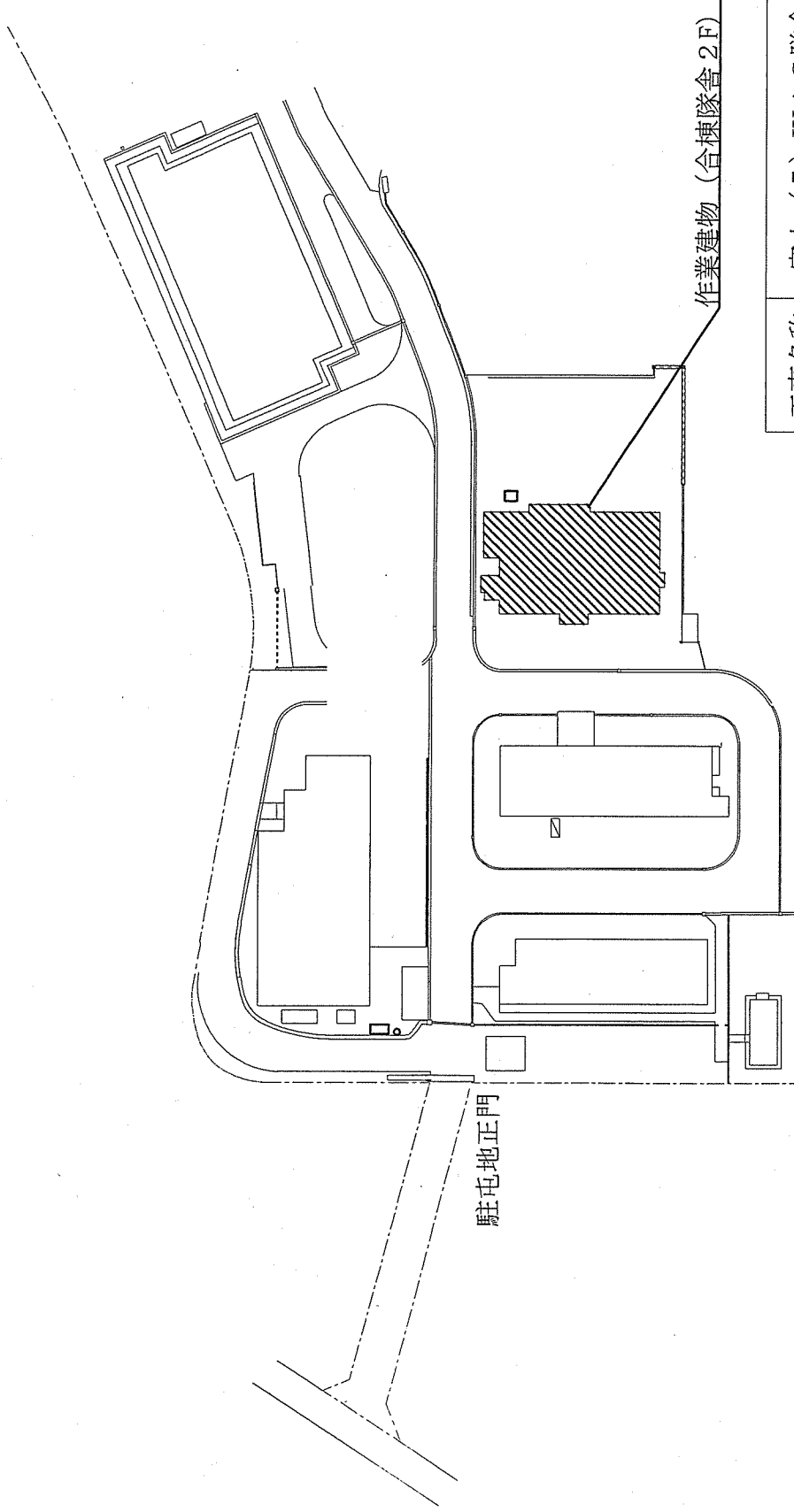
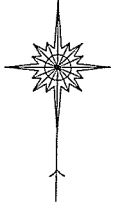
- (1) 本役務は、図面・本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」、メーカー取扱仕様書及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施するものとする。
- (3) 請負者は工事实施に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成、監督官に提出するものとし、了解を得たのち作業を実施するものとする。
- (4) 請負者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完了後速やかに現像し、A4判アルバム（プリント可）に整理のうえ1部提出するものとする。
- (5) 工事实施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧するものとする。
- (6) 工事实施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施するものとする。
- (7) 工事实施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。
- (8) 消耗品等・材料はすべて新品とし、JIS規格品等適合品とする。
- (9) 自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。但し、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。
- (10) 本工事で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材調書を提出し所定の位置に搬入・集積する。その他の廃品等については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守し請負業者の責任において場外処分するものとする。
- (11) 本工事は、検査官の検査合格をもって竣工とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって竣工とする。
- (12) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うものとする。

8 提出書類

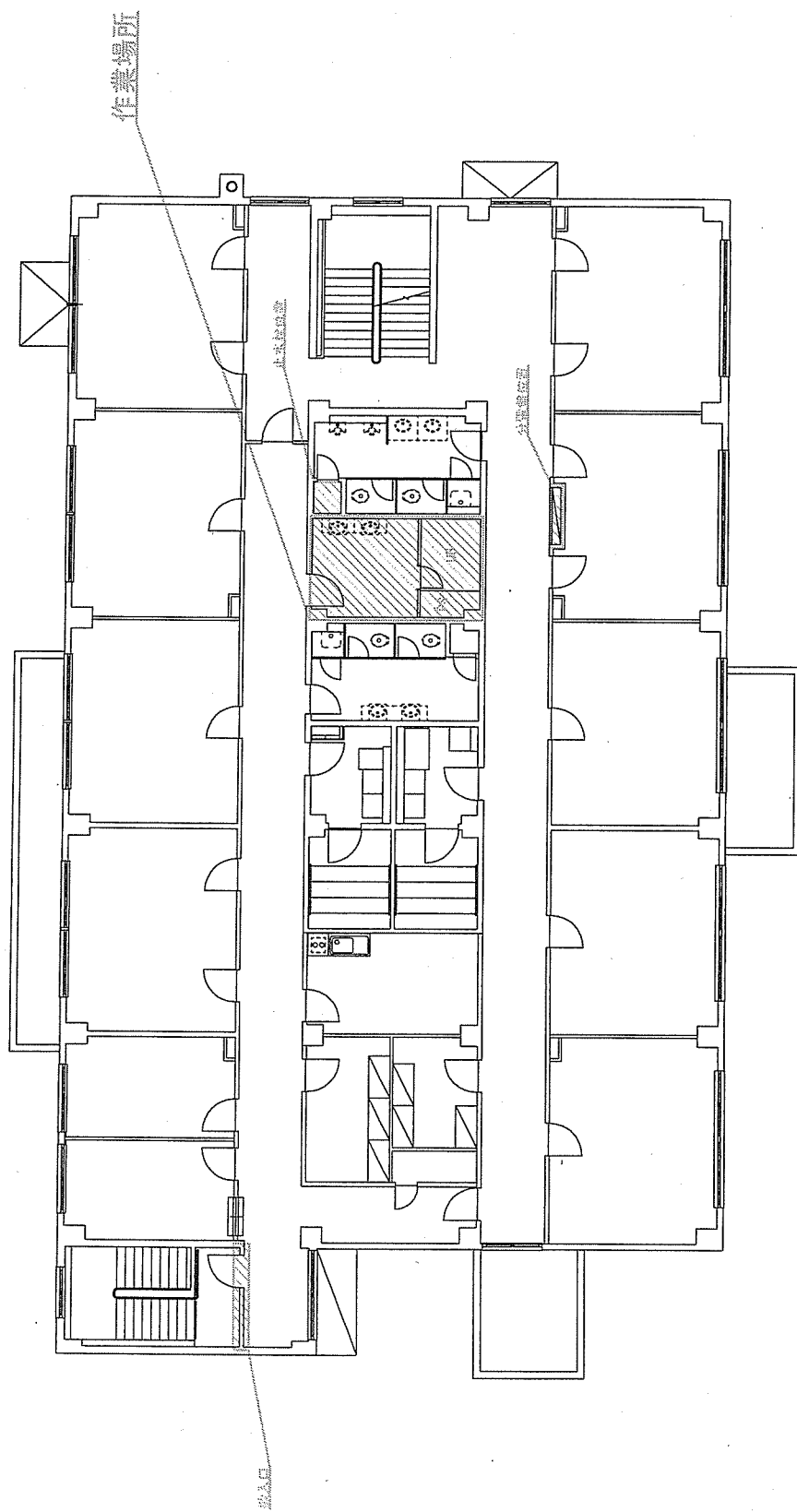
- (1) 工程表・・・1部（契約後すみやかに）
- (2) 内訳明細書・・・1部（契約後すみやかに）
- (3) 着工届・・・2部（契約後すみやかに）
- (4) 竣工届・・・2部（役務完了後すみやかに）
- (5) 作業写真・・・1部（役務完了後すみやかに）
- (6) その他指示された書類・・・（その都度）



工事名称	富山 (5) WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	案 内 図		
縮 尺	—	図面番号	1 / 14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			

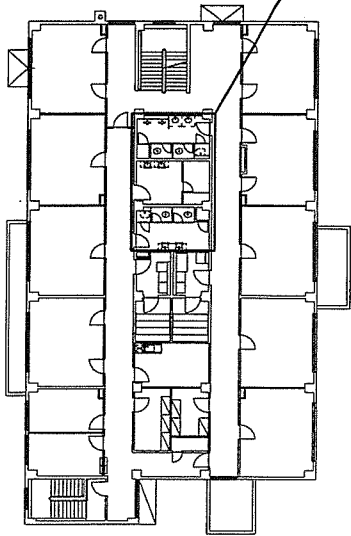


工事名称	富山 (5) WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	配 置 図		
縮 尺	1 / 2 5 0 0	図面番号	2 / 1 4
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			

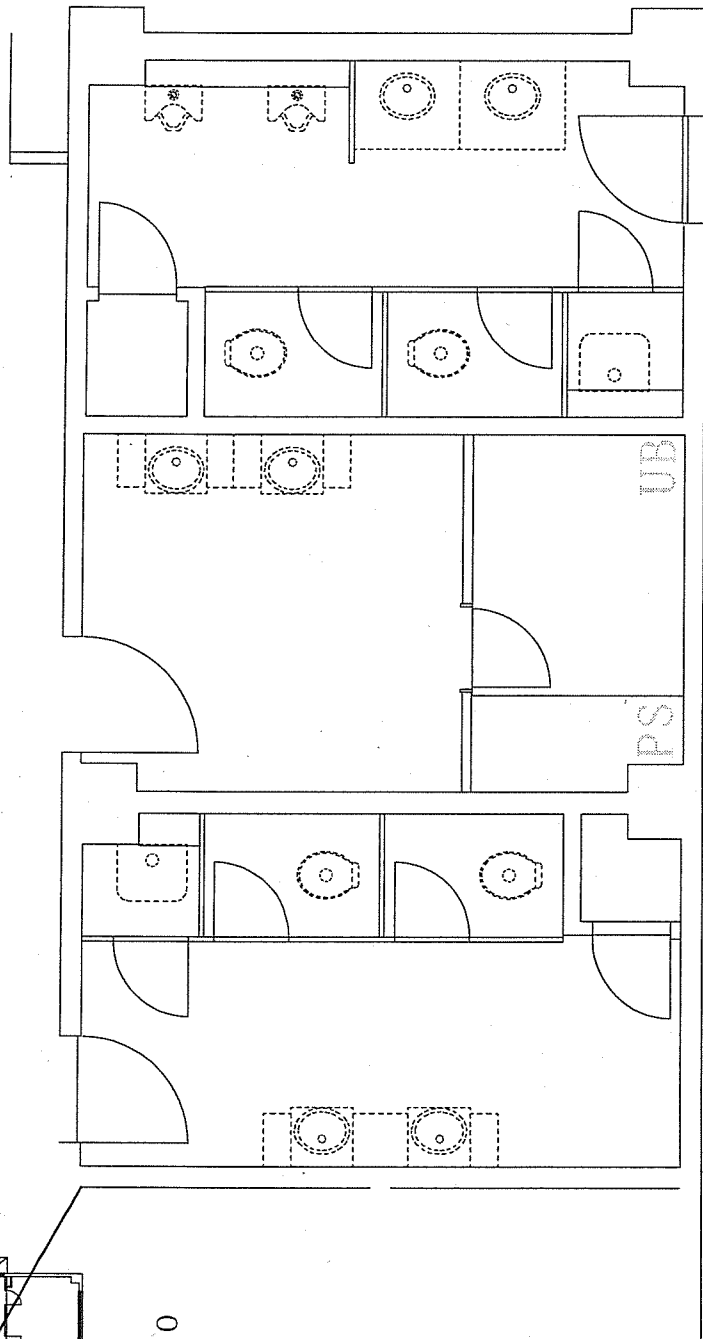


合棟隊舎 2F平面図

工事名称	富山(5)WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	平面図		
縮尺	1/200	図面番号	3/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			

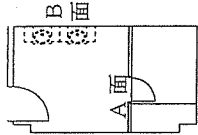


合棟隊舎2F平面図 S=1/500

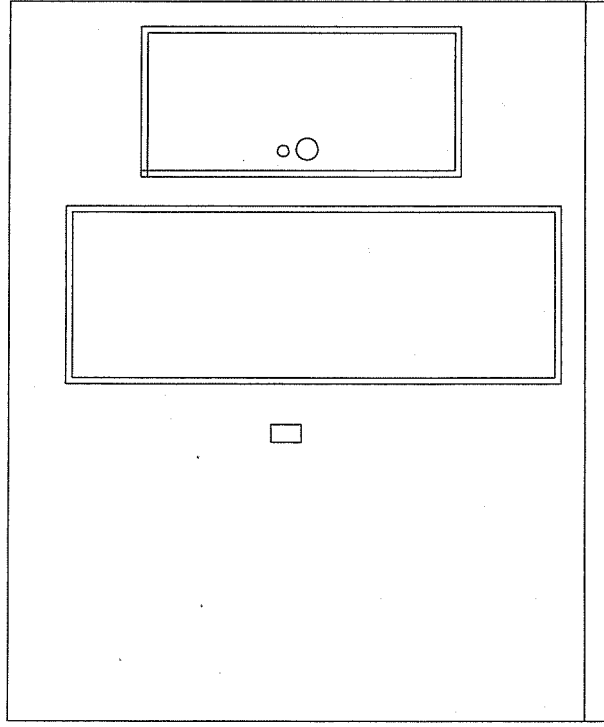


作業場所拡大図 S=1/60

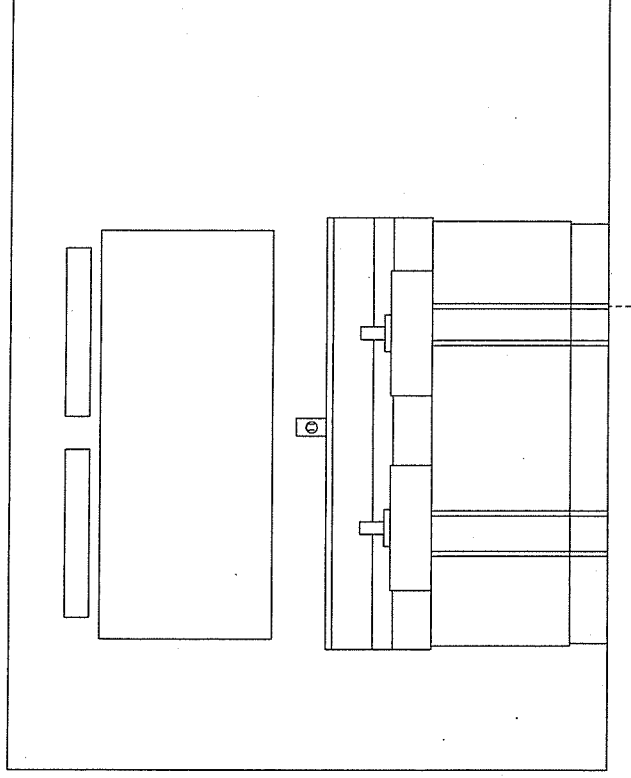
工事名称	富山(5)WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	現況平面図		
縮尺	—	図面番号	4/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			



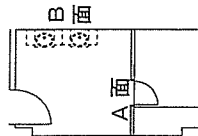
現況 A 面 立面図 S=1 / 30



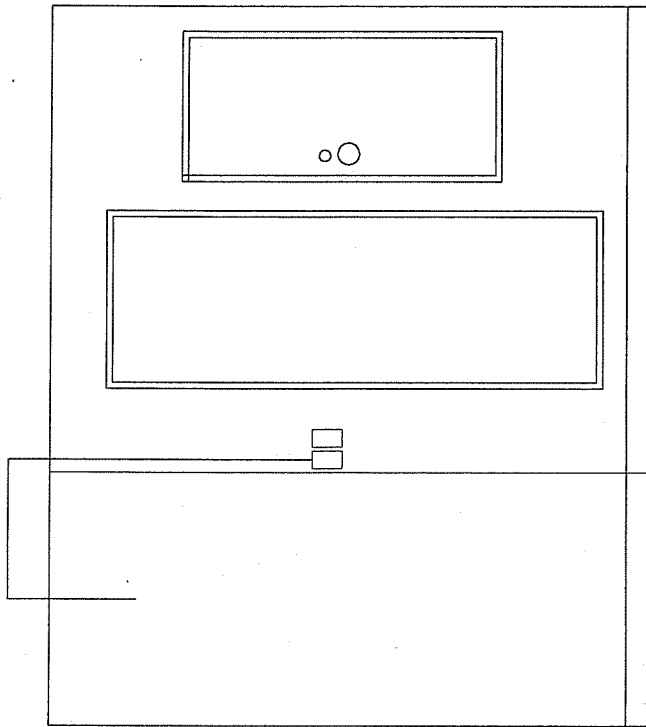
現況 B 面 立面図 S=1 / 30



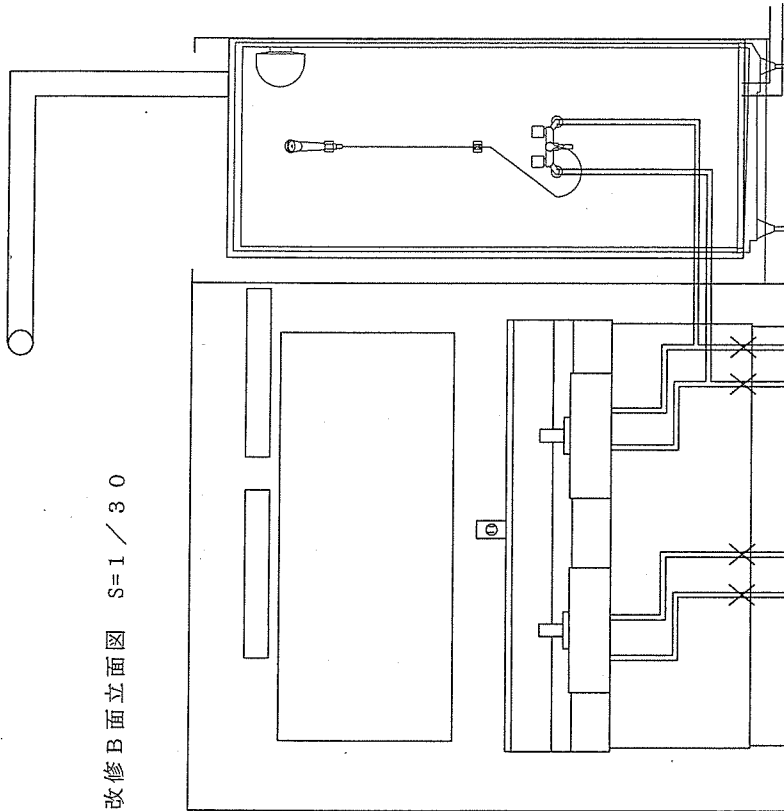
工事名称	富山 (5) WAC 隊舎シャワー室改修		
図面名称	現 況 立 面 図		
縮 尺	1 / 30	図面番号	5 / 14
富山駐屯地 第 382 施設中隊 管理隊			



改修A面立面図 S=1/30

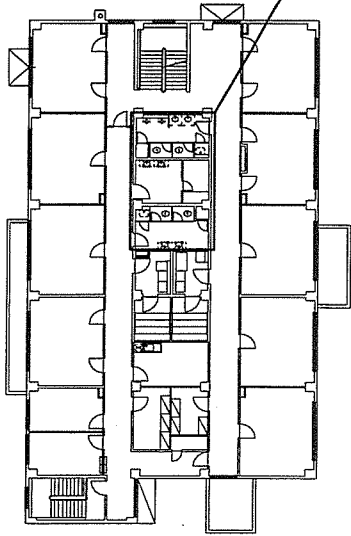


改修B面立面図 S=1/30

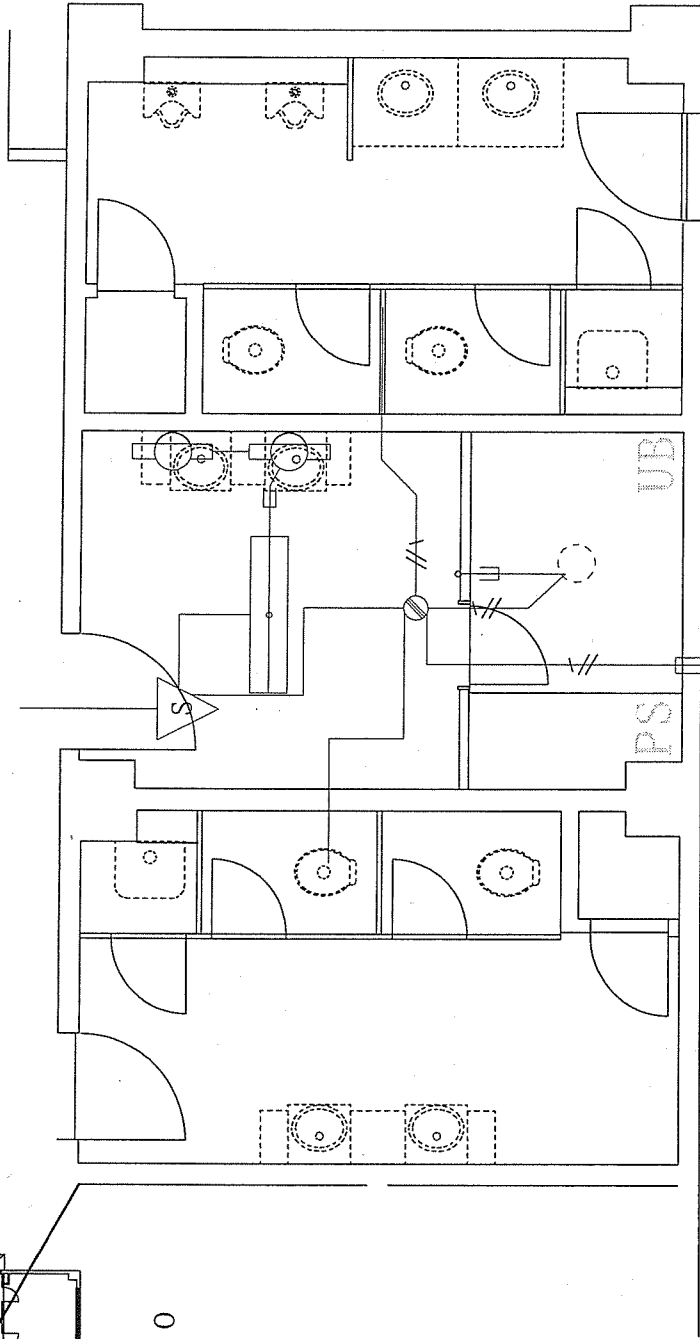


- * シャワーユニット用軽量鉄骨壁下地65型壁 新設
開口部補強、ボード張、防水塗装、塩ビ見切縁、ソフト巾木
- * 巾木、防水塗装の色については現場合わせとするものとする。
- * 入口額縁については4方枠のSUS製とするものとする。
- * シャワーユニット排水管用軽量鉄骨壁 一部撤去（再使用しない）
- * シャワーユニット用天井ボード 一部撤去（再使用しない）
- * 既設洗面台及び鏡 撤去移設（再使用する）
- * 既設洗面台照明については移設しない

工事名称	富山（5）WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	改 修 立 面 図		
縮 尺	1/30	図面番号	6/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			

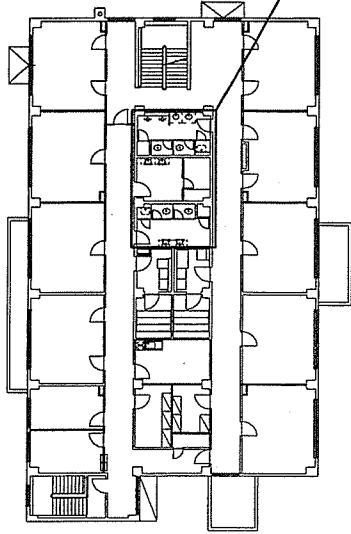


合棟隊舎2F平面図 S=1/500

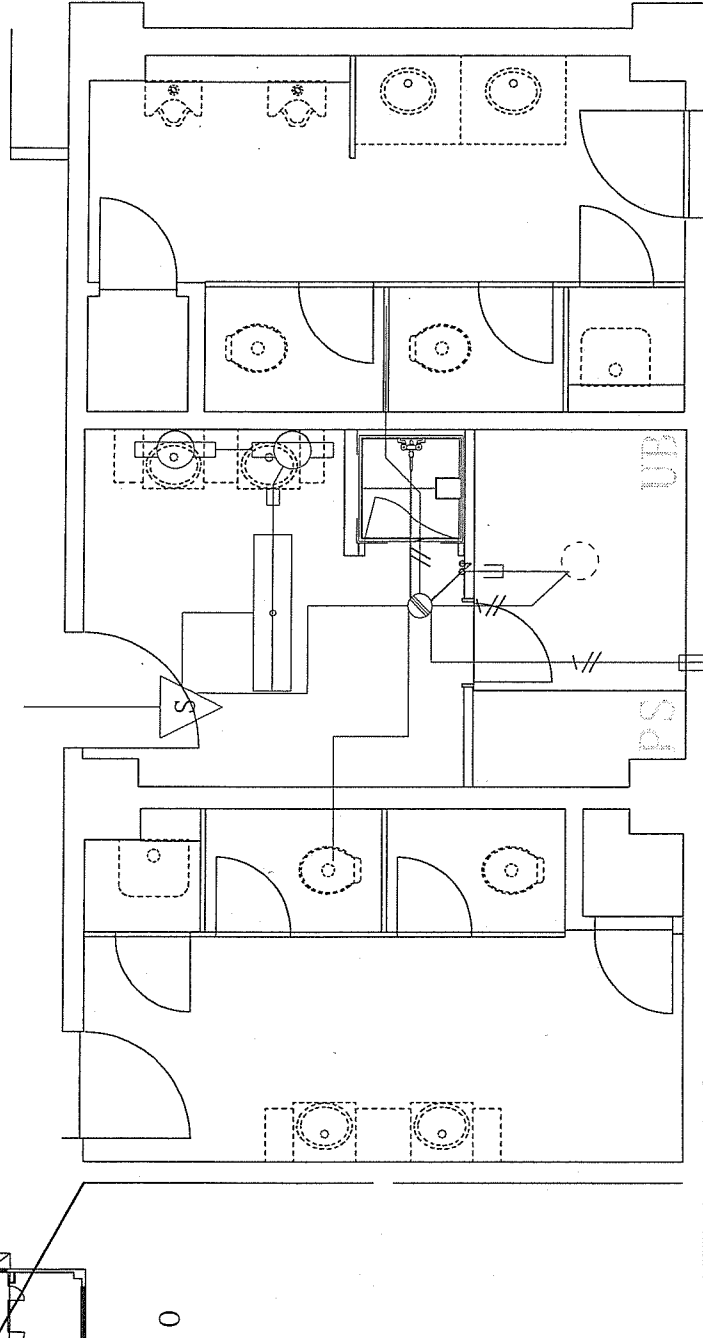


作業場所拡大図及び天井裏電気配線平面図 S=1/60

工事名称	富山(5)WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	現況平面図(電気)		
縮尺	—	図面番号	7/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			



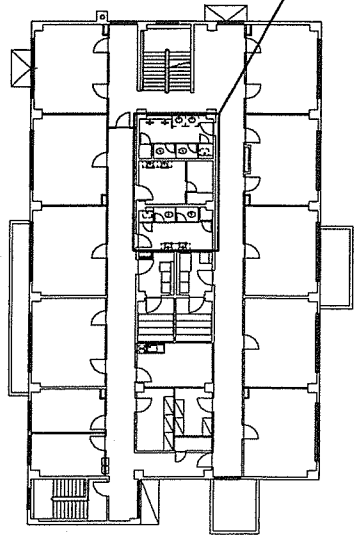
合棟隊舎2F平面図 S=1/500



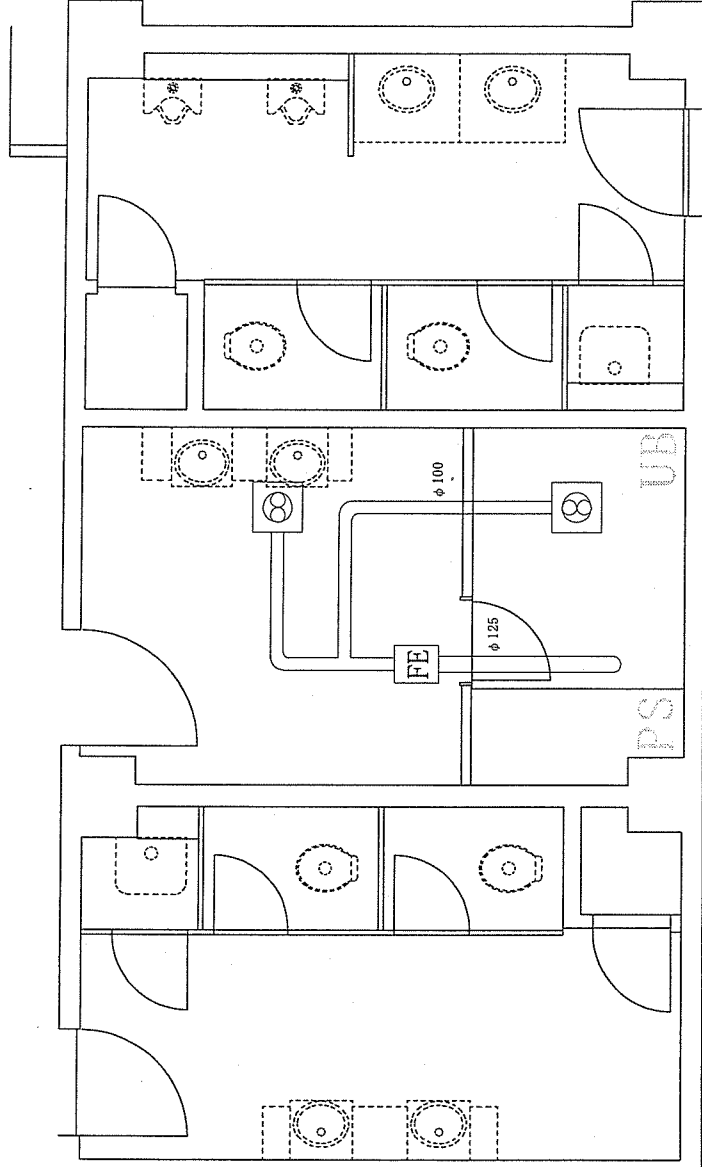
作業場所拡大図及び天井裏電気配線平面図 S=1/60

- * シャワーユニット照明及び換気扇用埋込スイッチ 新設
片切スイッチ2個、換気扇用についてはON表示
- * VVFケーブル天井ころがし 壁隠ぺい 新設
UB用照明等の既存電源線より分岐
- * 洗面台移動に伴う既存照明の移動は実施しない

工事名称	富山(5)WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	改修平面図(電気)		
縮尺	—	図面番号	8/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			

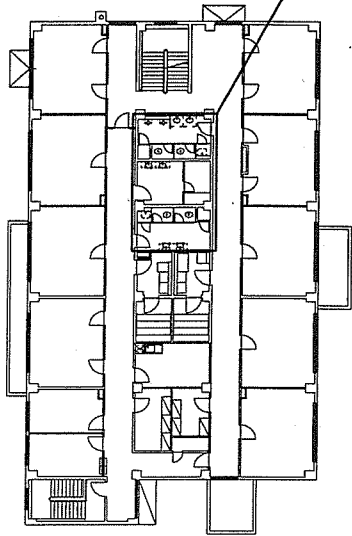


合棟隊舎2F平面図 S=1/500

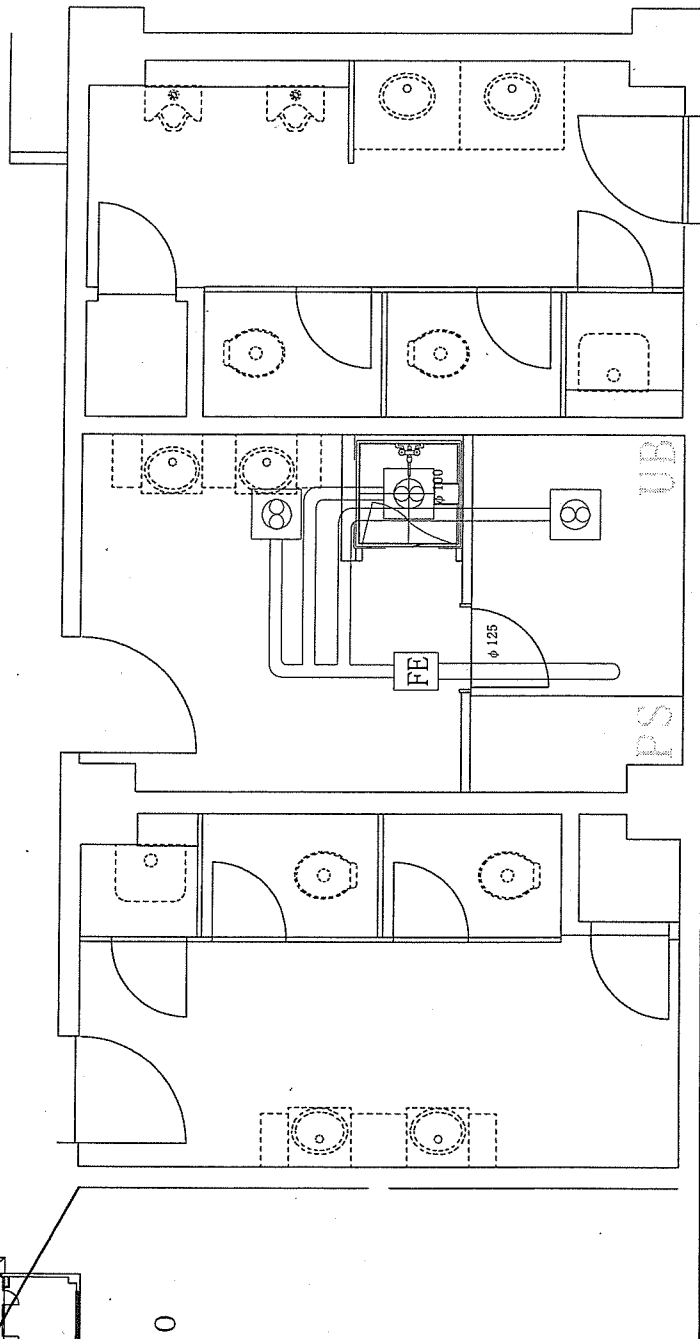


作業場所拡大図及び天井裏換気平面図 S=1/60

工事名称	富山(5)WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	現況平面図(換気)		
縮尺	—	図面番号	9/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			



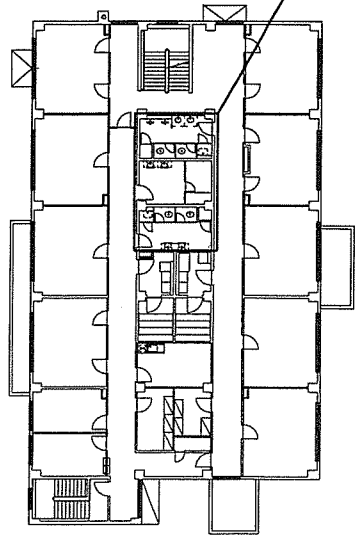
合棟隊舎2F平面図 S=1/500



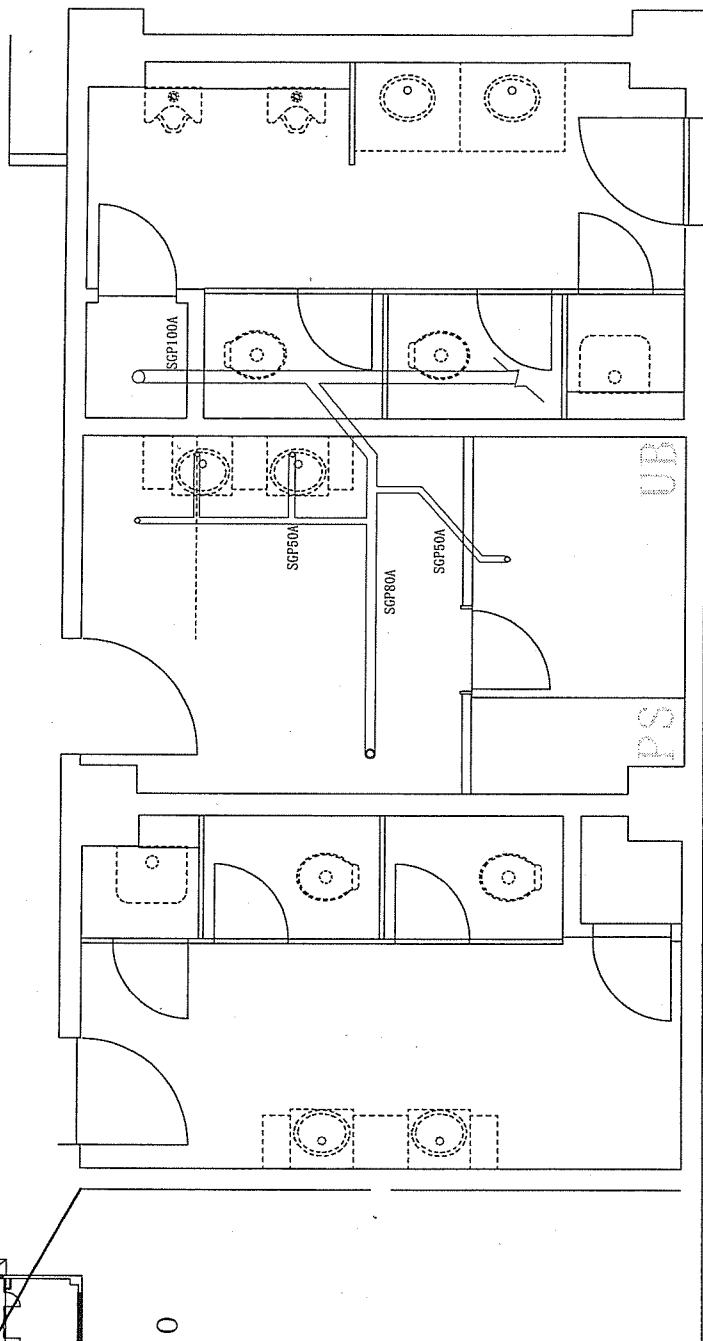
作業場所拡大図及び天井裏換気平面図 S=1/60

- * シャワーユニット換気扇用ダクト100φ 新設
既存換気扇用ダクトに接続
- * 逆流防止に留意して接続するものとする

工事名称	富山(5)WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	改修平面図(排気)		
縮尺	—	図面番号	10/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			

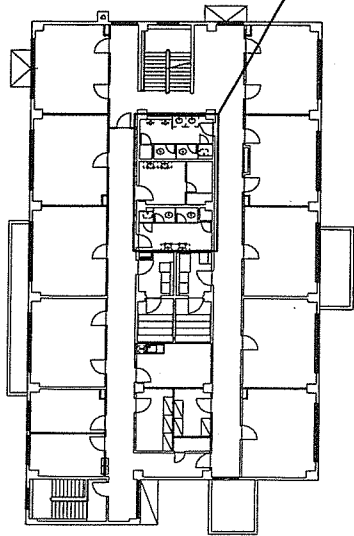


合棟隊舎2F平面図 S= 1 / 5 0 0

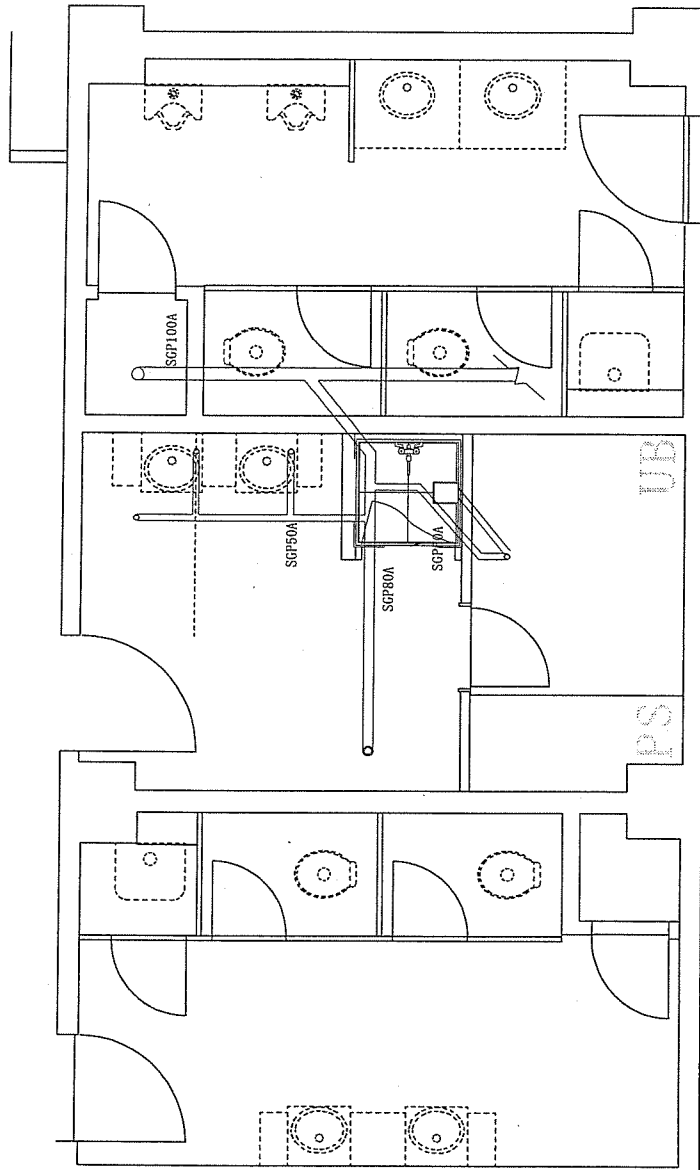


作業場所拡大図及び床下排水平面図 S=1/60

工事名称	富山（5）WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	現況平面図（排水）		
縮尺	—	図面番号	11/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			



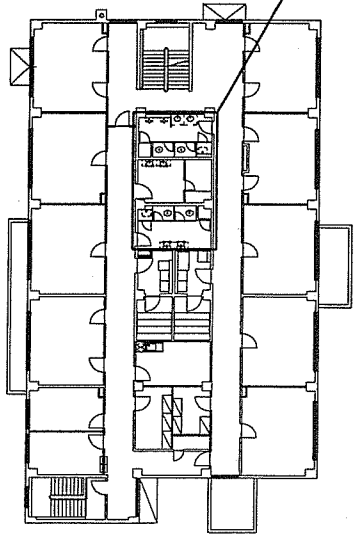
合棟隊舎2F平面図 S=1/500



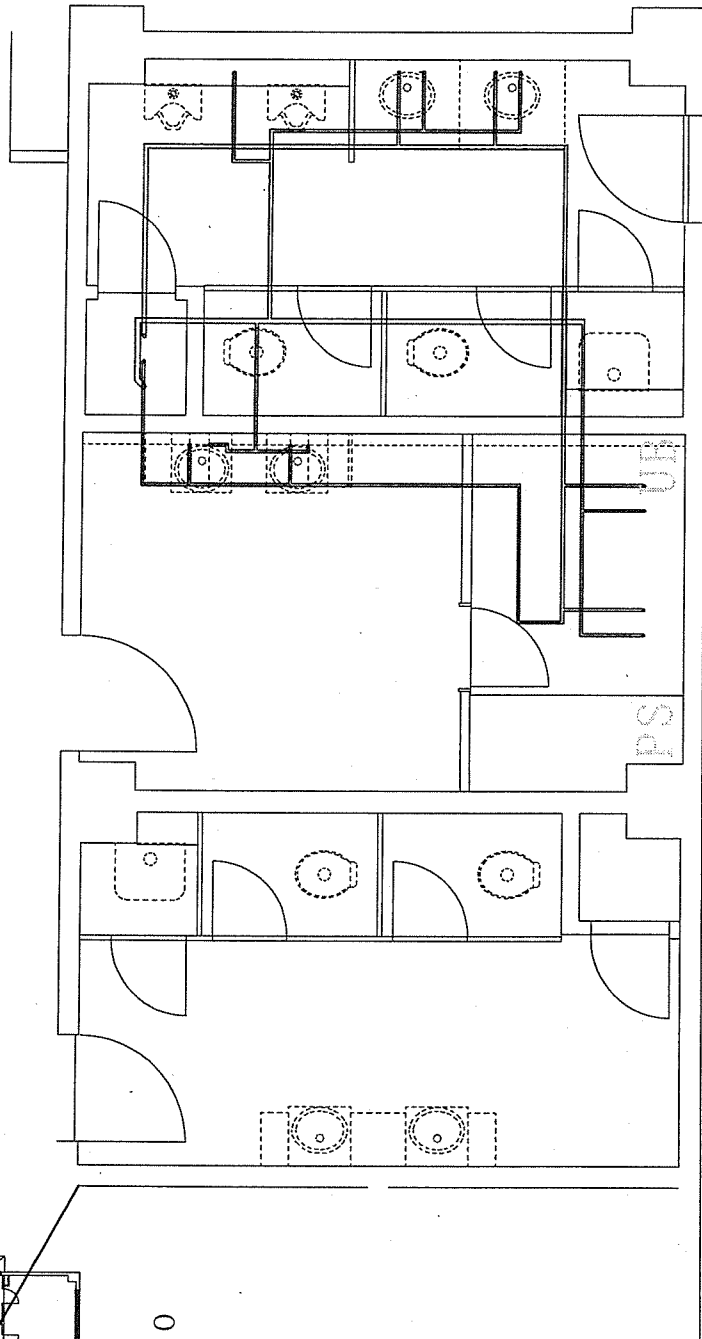
作業場所拡大図及び床下排水平面図 S=1/60

- * シャワーユニット排水管VU50 新設
既存床上ユニットバス排水管に接続
*逆流防止に留意して接続するものとする。
- * 洗面台に移動に伴う排水管 撤去 2か所 (再利用しない)
- * 洗面台に移動に伴う排水管 新設 2か所

工事名称	富山(5)WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	現況平面図(排水)		
縮尺	—	図面番号	12/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			

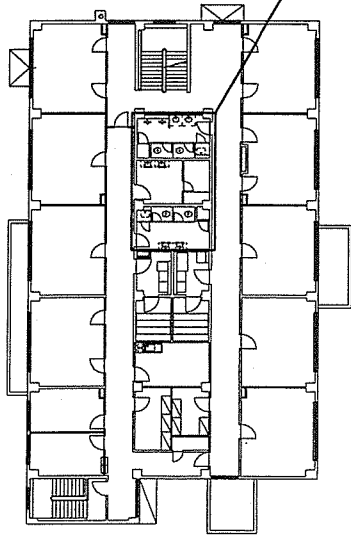


合棟隊舎2F平面図 S=1/500

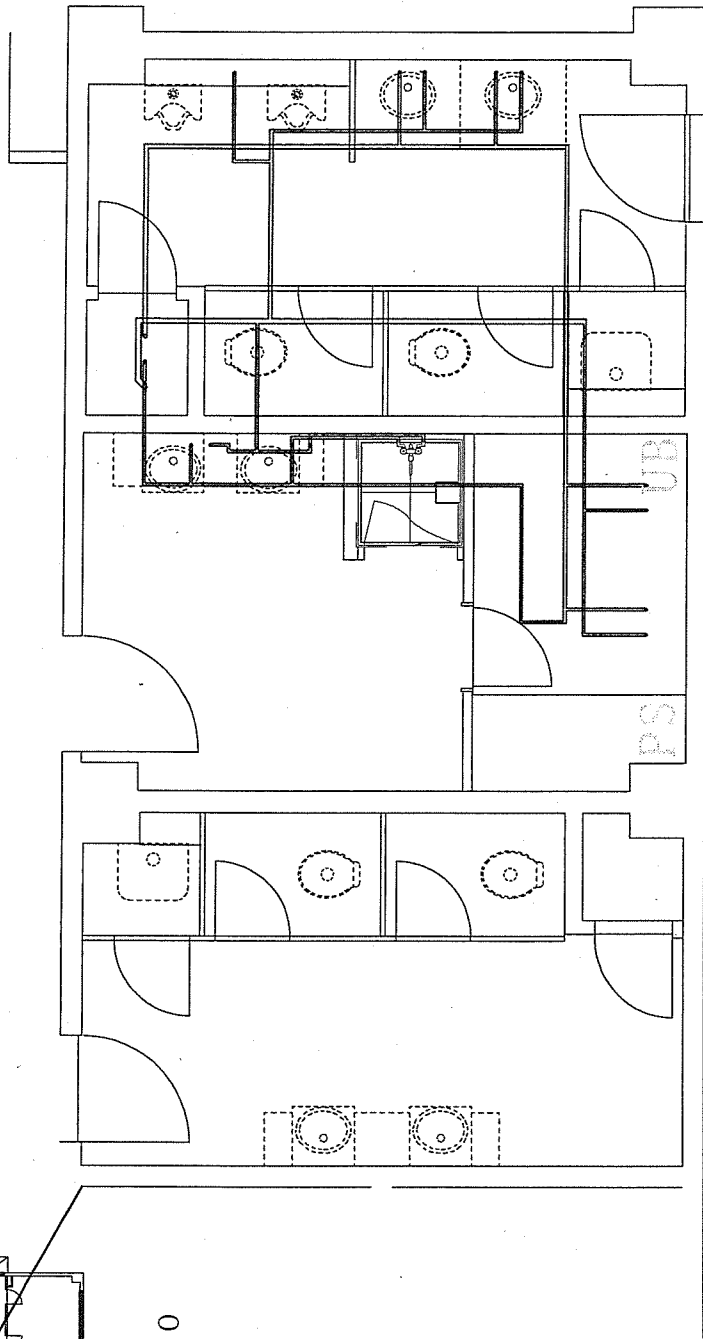


作業場所拡大図及び床下給水給湯管平面図 S=1/60

工事名称	富山(5)WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	現況平面図(給湯、給水)		
縮尺	—	図面番号	13/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			



合棟隊舎2F平面図 S=1/500



作業場所拡大図及び床下給水給湯管平面図 S=1/60

- * 洗面台移動に伴う給湯、給水管 2か所撤去 (再使用しない)
- * 洗面台移動に伴う給湯、給水管 2か所新設
- 1カ所についてはユニットシャワーへ分岐 新設

工事名称	富山 (5) WAC隊舎シャワー室改修		
図面名称	改 修 平 面 図 (給湯、給水)		
縮 尺	—	図面番号	14/14
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			